

■水道料金（上下水道課 ☎ 72-5197）

項目	現行料金	改定料金
基本料金(8㎡まで)	1,050円	1,080円
超過料金1㎡につき	145円	149円

備考：合計金額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

■下水道料金（上下水道課 ☎ 72-5197）

公共下水、特環下水、農業集落排水（水道のみの使用量の場合）

項目	現行料金	改定料金
基本料金(8㎡まで)	1,050円	1,080円
超過料金1㎡につき(8㎡を超え30㎡まで)	135円	139円
〃 (30㎡を超え50㎡まで)	140円	144円
〃 (50㎡を超え70㎡まで)	150円	154円
〃 (70㎡を超え100㎡まで)	160円	165円
〃 (100㎡を超える分)	175円	180円

備考：合計金額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

*地下水との併用、地下水のみの使用量の場合も消費税相当額のみ増額します。

市町村設置型浄化槽

人槽区分	現行料金	改定料金
5人槽	3,360円	3,450円
6~7人槽	4,410円	4,530円
8~10人槽	5,460円	5,610円
11~20人槽	6,200円	6,370円
21~30人槽	8,610円	8,850円

※改定料金は平成26年5月請求分(4月使用分)から適用します。

■ケーブルテレビ使用料（広報室ケーブルテレビ係 ☎ 73-0200）

項目	現行料金	改定料金
ケーブルテレビ使用料(月払い)	630円	650円
ケーブルテレビ使用料(年払い)	6,804円	7,020円
引込工事料	15,750円	16,200円
引込工事料(都市計画用途区域)	31,500円	32,400円

消費税率引き上げに伴い使用料等を改定します

平成26年4月1日より、消費税率が5%から8%に引き上げられます。

消費税が増税されると、公共施設等の維持管理などに係る経費（例えば電気料金など）も増加します。使用料等を上げないという選択を取りますと、利用されない方へ増加分の負担を転嫁することになります。

よって負担の公平性の観点から、消費税の課税対象となる各種使用料等について、原則として消費税増税相当額の引き上げを行うこととしました。

利用者の皆さんにとりましては負担の増となりますが、ご理解とご協力をお願いします。

主な使用料等の改定状況

●使用料等の改定を行うもの（消費税増税分が増額となります）

- ・水道料金（上下水道課 ☎ 72-5197）▶詳しくは次ページの表をご覧ください。
- ・下水道料金（上下水道課 ☎ 72-5197）▶詳しくは次ページの表をご覧ください。
- ・ケーブルテレビ使用料（広報室ケーブルテレビ係 ☎ 73-0200）
▶詳しくは次ページの表をご覧ください。
- ・自動車学校の入学料、授業料など（自動車学校 ☎ 72-0399）
- ・保健福祉センターの使用料
（国見保健福祉センター ☎ 82-1112、武蔵保健福祉センター ☎ 68-1184）
- ・くにみオートキャンプ場の使用料（農政課 ☎ 72-5167）
- ・漁港、マリンピアむさしの使用料（林業水産課 ☎ 72-5198）
- ・公民館などの使用料（生涯学習課 ☎ 72-2121）
▶アストくにさき、みんなかん、中央公民館、地区公民館など
- ・社会体育施設の使用料（生涯学習課 ☎ 72-2121）
▶野球場、多目的グラウンド、テニスコート、体育館、柔剣道場、弓道場、国見パークゴルフ場、艇庫など
- ・小中学校体育館の使用料（教育総務課 ☎ 73-0066）
- ・市民病院の保険適用外の料金（国東市民病院 ☎ 67-1211）
▶個室料、診断書料金、人間ドック経費など

●使用料等の改定をしないもの（増税後の税込み料金は据え置きとなります）

- ・指定ごみ袋の料金、ごみ持込み手数料、
臨時収集(多量ごみの戸別収集)手数料（環境衛生課 ☎ 72-9001）



上記は12月議会で議決された使用料等の改正条例（市民病院の保険適用外料金を除く）のうち、市民の皆さまに密接に関わるものについて掲げたものです。各公共料金の詳細については、各担当課へお問い合わせください。